

令和3年12月9日

町 議 会 議 案

第 4 回
(定 例)

鹿 追 町

議 案 目 次

議 案 番 号	件 名	議 決 内 容
84	鹿追町教育支援センター設置条例の制定について	
85	鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
86	子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
87	重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
88	鹿追町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	
89	令和3年度鹿追町一般会計補正予算（第7号）について	
90	令和3年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について	
91	令和3年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について	
92	令和3年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第3号）について	
93	令和3年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第4号）について	
94	令和3年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	
95	十勝圏複合事務組合理約の変更について	

議案第 84 号

鹿追町教育支援センター設置条例の制定について

鹿追町教育支援センター設置条例を次のように制定する。

令和3年12月9日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町教育支援センター設置条例

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、不登校児童生徒や帰国・外国人児童生徒、特別な教育的支援を必要とする児童生徒等に対する適切な支援を行うため、鹿追町教育支援センター(以下「センター」という。)を設置する。

(設置の目的)

第2条 センターは、児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・指導(学習指導を含む。以下同じ。)を行うことにより、その社会的自立に資することを目的とする。

(名称及び位置)

第3条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 鹿追町教育支援センター

位置 鹿追町東町4丁目4番地2

(管理)

第4条 センターは、鹿追町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する。

(事業)

第5条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 利用前指導に関すること。
- (2) 指導計画の作成に関すること。
- (3) 利用者に対する学習支援、生活指導等に関すること。
- (4) 利用者の保護者及び学校との相談、連携等に関すること。
- (5) 学校及び関係機関との連携等に関すること。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、センターの目的を達成するために教育委員会が必要と認めること。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 85 号

鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年12月9日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条
例（平成26年条例第12号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）」を
「第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）
第4章 雑則（第53条）」に改める。

第5条第2項から第6項までを削る。

第38条第2項を削る。

第42条第1項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加える。

本則に次の1章を加える。

第4章 雑則
（電磁的記録等）

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもの
のうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副
本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載さ
れた紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定
されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電
子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作
られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下

この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 86 号

子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年12月9日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

子ども医療費の助成に関する条例（平成6年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「受給者証の提示」を「資格の確認」に改め、同条中「に被保険者証又は組合員証に受給者証を添えて提示しなければならない」を「から、電子資格確認又は被保険者証等により、医療保険各法による被保険者等であることの確認を受け、及び受給者証の提示により受給者であることの確認を受けるものとする」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 87 号

重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
を次のとおり制定する。

令和3年12月9日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正
する条例

重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例（昭和48年条例第36
号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「受給者証の提示」を「資格の確認」に改め、同条中「に被保険者
証又は組合員証及び受給者証を提示する」を「から、電子資格確認又は被保険者証等
により、医療保険各法による被保険者等であることの確認を受け、及び受給者証の提示に
より受給者であることの確認を受ける」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 88 号

鹿追町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年12月9日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町国民健康保険条例の一部を改正する条例

鹿追町国民健康保険条例（昭和34年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「404,000円」を「408,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前に出産した被保険者に係る鹿追町国民健康保険条例第7条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

令和 3 年度鹿追町一般会計補正予算（第 7 号）

令和 3 年度鹿追町の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 422,496 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,351,989 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の追加は、「第 2 表 継続費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 3 年 12 月 9 日 提出

鹿追町長 喜井知己

(単位：千円)

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 地方特例交付金		6,501	13,925	20,426
	2. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	13,925	13,925
15. 国庫支出金		617,333	67,745	685,078
	2. 国庫補助金	252,609	67,709	320,318
	3. 委託金	188,085	36	188,121
16. 道支出金		317,390	1,349	318,739
	1. 道負担金	94,314	△223	94,091
	2. 道補助金	207,439	1,675	209,114
17. 財産収入		15,637	△103	15,534
	3. 委託金	65,302	△340	64,962
	2. 財産売払収入	11,494	△340	11,154
18. 寄附金		131,711	985	132,696
	1. 寄附金	131,711	985	132,696
19. 繰入金		601,513	△48,010	553,503
	1. 基金繰入金	601,513	△48,010	553,503
20. 繰越金		40,000	361,220	401,220
	1. 繰越金	40,000	361,220	401,220
21. 諸収入		394,594	42,797	437,391
	5. 雑入	323,610	42,797	366,407
22. 町債		289,100	△17,175	271,925
	1. 町債	289,100	△17,175	271,925
歳入合計		6,929,493	422,496	7,351,989

(単位：千円)

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		1,899,178	67,984	1,967,162
	1. 総務管理費	1,877,352	67,735	1,945,087
	2. 徴税費	4,968	608	5,576
3. 民生費	3. 戸籍住民登録費	3,944	△359	3,585
		646,986	△6,256	640,730
	1. 社会福祉費	504,243	△6,455	497,788
4. 衛生費	2. 児童福祉費	142,543	199	142,742
		460,038	13,556	473,594
	1. 保健衛生費	356,162	13,305	369,467
5. 農林費	2. 清掃費	103,876	251	104,127
		1,212,561	5,231	1,217,792
	1. 農業費	1,193,806	5,063	1,198,869
6. 商工費	2. 林業費	18,755	168	18,923
		218,806	△2,316	216,490
	1. 商工費	218,806	△2,316	216,490
7. 土木費		493,791	1,182	494,973
	1. 道路橋りょう費	226,085	2,974	229,059
	3. 都市計画費	34,440	△1,792	32,648
9. 教育費		482,001	5,135	487,136
	1. 教育総務費	207,753	730	208,483
	2. 小学校費	86,600	350	86,950
	3. 中学校費	38,560	150	38,710
	4. 社会教育費	96,805	3,415	100,220
11. 諸支出金	5. 保健体育費	52,283	490	52,773
		326,473	337,980	664,453
	1. 基金費	326,473	337,980	664,453
	歳出合計	6,929,493	422,496	7,351,989

第 2 表

継 続 補 正 費

(追加)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
5 農林費	1 農業費	美蔓地区畑かん施設修繕事業	9,977 千円	令和3年度	3,990 千円
				令和4年度	5,987

第 3 表

地 方 債 償 の 補 正

(変更)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
過 疎 対 策 事 業	千円以内 111,400	普 通 借 貸 行 又 証 券 発 行	2.0%以内 (ただし金利見直し 方式で借り入れる政府資金、 地方公共団体金融機関等及 び金融機関等について、利率 の見直しを行った後において は当該見直し後の利率)	政府資金、地方公共団体金 融機構資金及び金融機関等 の融資条件による。ただし し、町財政の都合により据 置期間及び償還期間を短縮 し、もしくは繰上償還又は 低利に借換えることなどが できる。	千円以内 107,400	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
臨 時 財 政 対 策 債	170,000	同 上	同 上	同 上	156,825	同 上	同 上	同 上

1. 総括 (歳入) 歳入歳出補正予算事項別明細書 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
10. 地方特例交付金	6,501	13,925	20,426
15. 国庫支出金	617,333	67,745	685,078
16. 道支支出金	317,390	1,349	318,739
17. 財産収入	65,302	△340	64,962
18. 寄附金	131,711	985	132,696
19. 繰入金	601,513	△48,010	553,503
20. 繰越金	40,000	361,220	401,220
21. 諸収入	394,594	42,797	437,391
22. 町債	289,100	△17,175	271,925
歳入合計	6,929,493	422,496	7,351,989

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国道支出金	地方債	その他	
2. 総務費	1,899,178	67,984	1,967,162	53,797			14,187
3. 民生費	646,986	△6,256	640,730	90			△6,346
4. 衛生費	460,038	13,556	473,594	13,502	△4,000		4,054
5. 農林費	1,212,561	5,231	1,217,792	1,720		6,465	△2,954
6. 商工費	218,806	△2,316	216,490	△15			△2,301
7. 土木費	493,791	1,182	494,973			△340	1,522
9. 教育費	482,001	5,135	487,136			322	4,813
10. 公債費	921,581	0	921,581			△52,000	52,000
11. 諸支出金	326,473	337,980	664,453			40,980	297,000
歳出合計	6,929,493	422,496	7,351,989	69,094	△4,000	△4,573	361,975

2. 歳入

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
款10. 地方特例交付金	6,501	13,925	20,426			
項 2. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	13,925	13,925			本項新設
目 1. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	13,925	13,925			本目新設
款15. 国庫支出金	617,333	67,745	685,078			新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 13,925
項 2. 国庫補助金	252,609	67,709	320,318			
目 1. 総務費国庫補助金	112,317	53,872	166,189			
				1. 総務管理費補助金	54,268	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 8,348 総務管理費補助金 45,920 文化芸術振興費補助金(1,053)
						令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費外補助金(△2,128) 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費外補助金(46,995)
				2. 戸籍住民登録費補助金	△396	戸籍住民登録費補助金 △396 戸籍情報システム改修事業補助金
目 2. 民生費国庫補助金	9,285	313	9,598			
				2. 児童福祉費補助金	313	子ども・子育て支援交付金 313

目 3. 衛生費国庫補助 金	9,322	13,524	22,846	保健衛生費補助 金	13,524	保健衛生費補助金 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金	13,524
項 3. 委託金	188,085	36	188,121				
目 1. 総務費委託金	1,369	36	1,405				
				2. 戸籍住民登録費 委託金	36	協力連携事務委託金	36
款16. 道支出金	317,390	1,349	318,739				
項 1. 道負担金	94,314	△	94,091				
目 1. 民生費道負担金	94,255	△	94,032				
				1. 社会福祉費負担 金	△	後期高齢者医療保険基金安定負担金	△223
項 2. 道補助金	207,439	1,675	209,114				
目 4. 農林費道補助金	173,525	1,675	175,200				
				1. 農業費補助金	1,675	畑作構造転換事業補助金	1,675
項 3. 委託金	15,637	△	15,534				
目 1. 総務費委託金	14,721	△	14,618				
				1. 総務管理費委託 金	△	道権限移譲事務委託金	△103
款17. 財産収入	65,302	△	64,962				

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
項 2. 財産売却収入	11,494	△ 340	11,154			
目 2. 物品売却収入	10,851	△ 340	10,511			
款18. 寄附金	131,711	985	132,696	2. 農産物売却収入	△ 340	農産物売却収入 △340
項 1. 寄附金	131,711	985	132,696			
目 1. 一般寄附金	131,000	5	131,005	1. 一般寄附金	5	一般寄附金 5
目 2. 総務費寄附金	200	980	1,180			
款19. 繰入金	601,513	△ 48,010	553,503	1. 総務管理費寄附金	980	総務管理費寄附金 980
項 1. 基金繰入金	601,513	△ 48,010	553,503			
目 1. 減債基金繰入金	352,000	△ 52,000	300,000	1. 減債基金繰入金	△ 52,000	減債基金繰入金 △52,000
目 3. 農業振興基金繰入金	10,000	3,990	13,990	1. 農業振興基金繰入金	3,990	農業振興基金繰入金 3,990
款20. 繰越金	40,000	361,220	401,220			

項 1. 繰越金	40,000	361,220	401,220					
目 1. 繰越金	40,000	361,220	401,220					
款21. 諸収入	394,594	42,797	437,391			前年度繰越金	361,220	
項 5. 雑入	323,610	42,797	366,407					
目 1. 雑入	323,610	42,797	366,407					
款22. 町債	289,100	17,175	271,925			1. 雑入	42,797	
項 1. 町債	289,100	17,175	271,925					
目 3. 衛生債	18,000	4,000	14,000					
目 9. 臨時財政対策債	170,000	13,175	156,825			1. 保健衛生債	△ 4,000	
							健康診断による予防事業	△4,000
						1. 臨時財政対策債	△ 13,175	△13,175
							臨時財政対策債	

3. 歳出

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源 国道支出金	地方債	一般財源 その他	区分	金額	
款 2. 総務費	1,899,178	67,984	1,967,162	53,797		14,187			
項 1. 総務管理費	1,877,352	67,735	1,945,087	54,310		13,425			
目 1. 一般管理費	1,596,505	372	1,596,877	△ 2,062		2,434			
							1. 報酬	800	会計年度任用職員報酬
							7. 報償費	△ 300	記念品費
							10. 需用費	△ 128	印刷製本費
目 4. 支所費	23,316	355	23,671			355			
							10. 需用費	355	燃料費 修繕料
目 6. 企画振興費	42,505	△ 3,290	39,215	△ 24		△ 3,266			
							8. 旅費	△ 3,235	費用弁償 普通旅費
							10. 需用費	△ 16	食糧費
							18. 負担金補助及び交付金	△ 39	全国(道)基地協議会分担金 防衛施設周辺整備全国協議会 分担金 北海道食産業総合振興機構負担金

												とかも航空宇宙産業基地誘致 期成会負担金	△15
目10. 公害防災費	4,655	△	40	4,615					△	40			
目13. ライディング パーク費	14,621	△	300	14,321					△	300		耐震改修促進事業補助金	△40
目14. ジオパーク事 業費	6,859	△	743	6,116					△	743		全日本エンデュランス競技大 会実行委員会補助金	△300
目18. 新型コロナウイルス 緊急 経済対策事業費	118,519		71,381	189,900	56,396					14,985			
												1. 報酬	1,015
												4. 共済費	143
												7. 報償費	2,000
												10. 需用費	2,043
												11. 役務費	535
												郵送料・運送料	224
												チラシ折込料	14
												口座振替手数料	297

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区 分	金 額	説 明
				補 正 額 の 財 源					
				国道支出金	地方債	その他			
						一般財源	12. 委託料	5,801	健診（検診）委託料 その他委託料
							13. 使用料及び賃借料	165	複写機借上料 システム使用料
							17. 備品購入費	4,746	家具・什器購入費 電気機器購入費 通信用機器購入費 その他備品購入費
							18. 負担金補助及び交付金	52,133	北海道町村会負担金（電算関係） 負担金補助及び交付金 町内に泊まろう！宿泊者感謝クーポン贈呈事業(5,550) 観光誘客促進「しかおい版」道民割引事業(1,600) 子育て世帯への臨時特別給付金(44,650)
							27. 繰出金	2,800	簡易水道特別会計繰出金 下水道特別会計繰出金
項 2. 徴税費	4,968	608	5,576			608			

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区 分	金 額	説 明
				補 正 額 の 財 源					
				国道支出金	特定財源 地方債	その他			
目 7. 後期高齢者医療費	70,542	△ 6,642	63,900	△ 223		△ 6,419			
							18. 負担金補助及び交付金	△ 5,969 療養給付費負担金	
							27. 繰出金	△ 673 後期高齢者医療特別会計繰出金	
項 2. 児童福祉費	142,543	199	142,742	313		△ 114			
目 1. 児童福祉施設費	12,686	△ 139	12,547			△ 139			
							3. 職員手当等	△ 179 会計年度任用職員諸手当	
							10. 需用費	150 燃料費	
							12. 委託料	△ 110 公共施設清掃委託料	
目 2. 児童措置費	72,147	218	72,365	313		△ 95			
							8. 旅費	△ 95 普通旅費	
目 3. こども園費	57,710	120	57,830			120			
							18. 負担金補助及び交付金	313 北海道町村会負担金(電算関係)	
款 4. 衛生費	460,038	13,556	473,594	13,502	△ 4,000	4,054			
項 1. 保健衛生費	356,162	13,305	369,467	13,524	△ 4,000	3,781			
目 1. 保健衛生総務費	252,858	3,320	256,178			3,320			
							10. 需用費	120 光熱水費	

									帯広厚生病院運営費補助金	3,320	3,320
目2. 予防費	54,365	9,125	63,490	13,524	△ 4,000	△ 399			18. 負担金補助及び交付金		
									1. 報酬	1,412	1,412
									3. 職員手当等	1,379	1,049
									会計年度任用職員報酬		330
									職員諸手当		87
									4. 共済費		1,060
									社会保険料		145
									10. 需用費	1,205	441
									消耗品費		48
									印刷製本費		14
									11. 役務費	503	△4,400
									郵便料・運送料		7,760
									電話料 (固定電話)		
									チラシ折込料		
									12. 委託料	3,360	
									健診 (検診) 委託料		
									その他委託料		
									新型コロナウイルスワクチン接種券作成委託料外		
									13. 使用料及び賃借料	264	264
									複写機借上料		200
									17. 備品購入費	200	715
									事務用機器購入費		
									18. 負担金補助及び交付金	715	715
									北海道町村会負担金 (電算関係)		

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分		金 額	説 明	
				国道支出金	特定財源 地方債	その他	一般財源	18. 負担金補助及び交付金	10. 需用費			
												22
目 3. 保健指導費	17,749	600	18,349				600			600	不妊治療費助成金	
目 4. トリムセンタ ー費	18,373	260	18,633				260			260	修繕料	
項 2. 清掃費	103,876	251	104,127	△	22		273					
目 1. 清掃総務費	103,876	251	104,127	△	22		273					
										901	消耗品費	
											760	燃料費
											44	印刷製本費
										△650	動力機器購入費	
												資源ごみ圧縮梱包機購入費
款 5. 農林費	1,212,561	5,231	1,217,792		1,720	6,465	△ 2,954					
項 1. 農業費	1,193,806	5,063	1,198,869		1,682	6,465	△ 3,084					
目 1. 農業委員会費	9,039	△ 521	8,518				△ 521					
										△ 487	費用弁償	
											△64	普通旅費

								10. 需用費	△	12	食糧費	△12
								13. 使用料及び賃借料	△	12	有料駐車場使用料	△12
								18. 負担金補助及び交付金	△	10	会議・研修会参加負担金	△10
目 2. 農業振興費	89,925	6,571	96,496	1,682	2,475	2,414		14. 工事請負費	△	55	単独事業 R T K 基地局更新工事	△55
								18. 負担金補助及び交付金	6,626		負担金補助及び交付金 経営継承・発展支援事業補助金 畑作構造転換事業補助金	4,951 1,675
目 3. 農業開発研究費	8,104	818	8,922			818						
								10. 需用費	800		修繕料	800
								11. 役員費	18		その他手数料	18
目 7. 農業用水事業費	242,479	△ 6,361	236,118			△ 6,361						
								17. 備品購入費	858		電気機器購入費 畑かん用無停電電源装置購入費	858
								27. 繰出金	△ 7,219		簡易水道特別会計繰出金 下水道特別会計繰出金	△1,007 △6,212

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分		金 額	説 明
				国道支出金	特定財源 地方債	その他	一般財源	区 分	金 額		
目 8. 土地改良事業費	169,948	4,556	174,504			3,990	566	1. 報酬	566	会計年度任用職員報酬	566
項 2. 林業費	18,755	168	18,923	38			130	10. 需用費	3,990	修繕料	3,990
目 1. 林業振興費	18,755	168	18,923	38			130	11. 役務費	168	その他役務費	168
款 6. 商工費	218,806	△ 2,316	216,490	△ 15			△ 2,301				
項 1. 商工費	218,806	△ 2,316	216,490	△ 15			△ 2,301				
目 1. 商工業振興費	98,129	11	98,140	△ 15			26	10. 需用費	11	修繕料	11
目 2. 観光費	96,304	△ 3,000	93,304				△ 3,000	18. 負担金補助及び交付金	△ 3,000	鹿追町民花火大会補助金	△ 3,000
目 4. 魚族資源保護対策費	18,196	670	18,866				670	10. 需用費	670	飼料費	670
目 5. 労働諸費	5,371	3	5,374				3	10. 需用費	3	修繕料	3

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 区 分		金 額	説 明
				補 特 定 財 源		一般財源	節 区 分	金 額		
				国道支出金	地方債					
目 5. 共同調理場費	58,314	630	58,944			322	308			スクールカウンセラー報酬費
項 2. 小学校費	86,600	350	86,950				350			
目 1. 学校管理費	86,600	350	86,950				350	10. 需用費	630	修繕料
項 3. 中学校費	38,560	150	38,710				150			
目 1. 学校管理費	38,560	150	38,710				150	10. 需用費	150	修繕料
項 4. 社会教育費	96,805	3,415	100,220				3,415			
目 2. 社会教育施設費	56,465	3,060	59,525				3,060			
								10. 需用費	3,060	燃料費
										1,200
目 3. 図書館費	12,801	200	13,001				200			
								10. 需用費	200	燃料費
										200
目 4. 神田日勝記念美術館費	15,681	155	15,836				155			

									7. 報償費	△	7	記念品費	△7
									10. 需用費		187	印刷製本費	187
									13. 使用料及び賃借料	△	25	物品借上料	△25
項 5. 保健体育費	52,283	490	52,773					490					
目 1. 体育振興費	52,283	490	52,773					490					
款10. 公債費	921,581	0	921,581				△ 52,000	52,000					
項 1. 公債費	921,581	0	921,581				△ 52,000	52,000					
目 1. 元金	899,020	0	899,020				△ 50,804	50,804				財源内訳補正	
目 2. 利子	22,561	0	22,561				△ 1,196	1,196				財源内訳補正	
款11. 諸支出金	326,473	337,980	664,453				40,980	297,000					
項 1. 基金費	326,473	337,980	664,453				40,980	297,000					
目 1. 基金費	326,473	337,980	664,453				40,980	297,000					
									24. 積立金	337,980		減債基金利子等積立金	297,000
												町づくり基金利子等積立金	680
												交通安全推進基金利子等積立金	300
												環境保全センター基金利子等積立金	40,000

令和 3 年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）

令和 3 年度鹿追町の国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 32,600 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 825,115 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 12 月 9 日 提出

鹿追町長 喜井知己

(歳入) 第1表 歳入歳出予算補正 (単位: 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 道支出金		498,564	32,600	531,164
	1. 道補助金	498,563	32,600	531,163
歳入合計		792,515	32,600	825,115

(単位：千円)

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 保険給付費	1. 療養諸費	468,949	32,600	501,549
	2. 高額療養費	408,482	30,050	438,532
歳出合計		55,032	2,550	57,582
		792,515	32,600	825,115

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3. 道支出金	498,564	32,600	531,164
歳入合計	792,515	32,600	825,115

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国道支出金	地方債	その他	
2. 保険給付費	468,949	32,600	501,549	32,600			
歳出合計	792,515	32,600	825,115	32,600			

2. 歳入

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
款 3. 道支出金	498,564	32,600	531,164			
項 1. 道補助金	498,563	32,600	531,163			
目 1. 保険給付費等交付金	498,563	32,600	531,163			
				1. 普通交付金	32,600	普通交付金 32,600

3. 歳出

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				補正額の財源			区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他			
款 2. 保険給付費	468,949	32,600	501,549						
項 1. 療養諸費	408,482	30,050	438,532						
目 1. 一般被保険者療養給付費	406,000	30,050	436,050						
項 2. 高額療養費	55,032	2,550	57,582						
目 1. 一般被保険者高額療養費	55,000	2,550	57,550						
							18. 負担金補助及び交付金	30,050	一般被保険者療養給付費
							18. 負担金補助及び交付金	2,550	一般被保険者高額療養費

令和 3 年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）

令和 3 年度鹿追町の簡易水道特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 791 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 310,234 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 12 月 9 日 提出

鹿追町長 喜井知己

(単位：千円)

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 使用料及び手数料		74,592	△1,120	73,472
	1. 使用料	74,540	△1,120	73,420
3. 繰入金		55,288	113	55,401
	1. 他会計繰入金	55,288	113	55,401
4. 繰越金		1,000	1,798	2,798
	1. 繰越金	1,000	1,798	2,798
歳入合計		309,443	791	310,234

(単位：千円)

(歳出)	款	項	補正前の額	補正額	計
1. 事業費			226,490	791	227,281
		2. 水道施設費	206,665	791	207,456
	歳出合計		309,443	791	310,234

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 使用料及び手数料	74,592	△1,120	73,472
3. 繰入金	55,288	113	55,401
4. 繰越金	1,000	1,798	2,798
歳入合計	309,443	791	310,234

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1. 事業費	226,490	791	227,281		113	678	
歳出合計	309,443	791	310,234		113	678	

2. 歳入

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
款 1. 使用料及び手数料	74,592	△ 1,120	73,472			
項 1. 使用料	74,540	△ 1,120	73,420			
目 1. 水道使用料	74,540	△ 1,120	73,420			
				1. 水道使用料	△ 1,120	水道使用料 △1,120
款 3. 繰入金	55,288	113	55,401			
項 1. 他会計繰入金	55,288	113	55,401			
目 1. 一般会計繰入金	55,288	113	55,401			
				1. 一般会計繰入金	113	一般会計繰入金 113
款 4. 繰越金	1,000	1,798	2,798			
項 1. 繰越金	1,000	1,798	2,798			
目 1. 繰越金	1,000	1,798	2,798			
				1. 前年度繰越金	1,798	前年度繰越金 1,798

3. 歳出

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国道支出金	特定財源 地方債	その他	区分	金額	
款 1. 事業費	226,490	791	227,281			113		678	
項 2. 水道施設費	206,665	791	207,456			113		678	
目 1. 施設管理費	206,665	791	207,456			113		678	
							10. 需用費	791	光熱水費
									791

令和 3 年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第 3 号）

令和 3 年度鹿追町の下水道特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 960 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 249,941 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 12 月 9 日 提出

鹿追町長 喜井知己

(単位：千円)

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)	款	項	補正前の額	補正額	計
1. 使用料及び手数料			65,442	△1,680	63,762
		1. 使用料	65,400	△1,680	63,720
4. 繰入金			140,709	△4,532	136,177
		1. 他会計繰入金	140,709	△4,532	136,177
5. 繰越金			1,000	5,252	6,252
		1. 繰越金	1,000	5,252	6,252
	歳入	合計	250,901	△960	249,941

(単位：千円)

(歳出)	款	項	補正前の額	補正額	計
	2. 事業費		66,047	△960	65,087
		1. 事業費	66,047	△960	65,087
	歳出合計		250,901	△960	249,941

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 使用料及び手数料	65,442	△1,680	63,762
4. 繰入金	140,709	△4,532	136,177
5. 繰越金	1,000	5,252	6,252
歳入合計	250,901	△960	249,941

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1. 管理費	72,068	0	72,068			△3,632	3,632
2. 事業費	66,047	△960	65,087			△900	△60
歳出合計	250,901	△960	249,941			△4,532	3,572

2. 歳入

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
款 1. 使用料及び手数料	65,442	△ 1,680	63,762			
項 1. 使用料	65,400	△ 1,680	63,720			
目 1. 下水道使用料	65,400	△ 1,680	63,720			
				1. 下水道使用料	△ 1,680	公共下水道使用料 個別排水処理施設使用料
款 4. 繰入金	140,709	△ 4,532	136,177			
項 1. 他会計繰入金	140,709	△ 4,532	136,177			
目 1. 一般会計繰入金	140,709	△ 4,532	136,177			
				1. 一般会計繰入金	△ 4,532	一般会計繰入金
款 5. 繰越金	1,000	5,252	6,252			
項 1. 繰越金	1,000	5,252	6,252			
目 1. 繰越金	1,000	5,252	6,252			
				1. 前年度繰越金	5,252	前年度繰越金
						5,252

3. 歳出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分		説 明
				補 特 定 財 源		一般財源	金 額	区 分	金 額	
				国道支出金	地方債					
款 1. 管理費	72,068	0	72,068		△ 3,632	3,632				
項 1. 一般管理費	19,871	0	19,871		1,620	△ 1,620				
目 1. 一般管理費	19,871	0	19,871		1,620	△ 1,620				財源内訳補正
項 2. 施設管理費	52,197	0	52,197		△ 5,252	5,252				
目 2. 農業集落排水施設管理費	44,349	0	44,349		△ 5,252	5,252				財源内訳補正
款 2. 事業費	66,047	△ 960	65,087		△ 900	△ 60				
項 1. 事業費	66,047	△ 960	65,087		△ 900	△ 60				
目 2. 個別排水処理施設整備事業費	60,918	△ 960	59,958		△ 900	△ 60				
							12. 委託料	△ 960		公共施設管理委託料
									△ 960	△960

令和3年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和3年度鹿追町の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,125千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 525,647千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月9日提出

鹿追町長 喜井知己

(単位：千円)

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 国庫支出金		106,960	2,664	109,624
	1. 国庫負担金	73,170	2,607	75,777
	2. 国庫補助金	33,790	57	33,847
3. 道支出金		76,234	1,365	77,599
	1. 道負担金	71,989	1,333	73,322
	3. 道補助金	4,244	32	4,276
6. 繰入金		83,975	522	84,497
	1. 一般会計繰入金	83,974	522	84,496
7. 繰越金		2,060	574	2,634
	1. 繰越金	2,060	574	2,634
歳入合計		520,522	5,125	525,647

(歳 出)	款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費			14,074	46	14,120
		1. 総務管理費	9,170	46	9,216
2. 保険給付費			476,556	3,554	480,110
		1. 介護サービス等諸費	416,965	3,554	420,519
3. 地域支援事業費			26,765	121	26,886
		3. 包括的支援事業・任意事業費	16,704	121	16,825
6. 諸支出金			2,111	1,404	3,515
		1. 償還金及び還付加算金	2,111	1,404	3,515
	歳 出 合 計		520,522	5,125	525,647

(単位：千円)

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2. 国庫支出金	106,960	2,664	109,624
3. 道支出金	76,234	1,365	77,599
6. 繰入金	83,975	522	84,497
7. 繰越金	2,060	574	2,634
歳入合計	520,522	5,125	525,647

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国道支出金	地方債	その他	
1. 総務費	14,074	46	14,120			46	
2. 保険給付費	476,556	3,554	480,110	3,940		444	△830
3. 地域支援事業費	26,765	121	26,886	89		32	
6. 諸支出金	2,111	1,404	3,515				1,404
歳 出 合 計	520,522	5,125	525,647	4,029		522	574

2. 歳入

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
款 2. 国庫支出金	106,960	2,664	109,624			
項 1. 国庫負担金	73,170	2,607	75,777			
目 1. 介護給付費負担金	73,170	2,607	75,777			
				1. 現年度分	2,607	法定負担金 2,607
項 2. 国庫補助金	33,790	57	33,847			
目 3. 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援以外)	6,171	57	6,228			
				1. 現年度分	57	法定負担金 57
款 3. 道支出金	76,234	1,365	77,599			
項 1. 道負担金	71,989	1,333	73,322			
目 1. 介護給付費負担金	71,989	1,333	73,322			
				1. 現年度分	1,333	法定負担金 1,333
項 3. 道補助金	4,244	32	4,276			
目 2. 地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援以外)	3,086	32	3,118			
				1. 現年度分	32	法定負担金 32
款 6. 繰入金	83,975	522	84,497			
項 1. 一般会計繰入金	83,974	522	84,496			

目 1. 介護給付費繰入金	59,568	444	60,012	1. 現年度分	444	法定繰入金	444
目 3. 地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援以外)	3,085	32	3,117	1. 現年度分	32	法定繰入金	32
目 4. その他一般会計繰入金	14,756	46	14,802	1. 職員給与等繰入金	46	一般会計繰入金	46
款 7. 繰越金	2,060	574	2,634				
項 1. 繰越金	2,060	574	2,634				
目 1. 繰越金	2,060	574	2,634	1. 前年度繰越金	574	前年度繰越金	574

3. 歳出

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節区分	金額	説明
				補正額		財源内訳				
				国道支出金	特定財源 地方債	一般財源	その他			
款 1. 総務費	14,074	46	14,120			46				
項 1. 総務管理費	9,170	46	9,216			46				
目 1. 一般管理費	9,170	46	9,216			46				
款 2. 保険給付費	476,556	3,554	480,110	3,940	△	444	830			
項 1. 介護サービス等諸費	416,965	3,554	420,519	3,940	△	444	830			
目 1. 居宅介護サービス給付費	69,721	3,406	73,127	3,810	△	426	830			
目 4. 福祉用具購入費	540	148	688	130		18		18. 負担金補助及び交付金	3,406	
款 3. 地域支援事業費	26,765	121	26,886	89		32		18. 負担金補助及び交付金	148	
項 3. 包括的支援事業・任意事業費	16,704	121	16,825	89		32				
目 1. 包括的支援事業費	8,957	109	9,066	80		29				
								2. 給料	49	
								4. 共済費	60	
目 2. 任意事業費	2,176	12	2,188	9		3			共済組合負担金(市町村職員共済)	

										10. 需用費	12	消耗品費	12
款 6. 諸支出金	2,111	1,404	3,515										
項 1. 償還金及び還付加算金	2,111	1,404	3,515										
目 2. 償還金	2,060	1,404	3,464										
										22. 償還金利子及び割引料	1,404	返還金	1,404

令和 3 年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度鹿追町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 661 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 93,922 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 12 月 9 日 提出

鹿追町長 喜井知己

(歳入) 第1表 歳入歳出予算補正 (単位: 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険料		72,447	12	72,459
	1. 後期高齢者医療保険料	72,447	12	72,459
2. 繰入金		22,065	△673	21,392
	1. 他会計繰入金	22,065	△673	21,392
歳入合計		94,583	△661	93,922

(単位：千円)

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		93,586	△661	92,925
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	93,586	△661	92,925
歳出合計		94,583	△661	93,922

1. 総括
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険料	72,447	12	72,459
2. 繰入金	22,065	△673	21,392
歳入合計	94,583	△661	93,922

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国道支出金	地方債	その他	
2. 後期高齢者医療広域連合納付金	93,586	△661	92,925			△673	12
歳出合計	94,583	△661	93,922			△673	12

2. 歳入

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
款 1. 後期高齢者医療 保険料	72,447	12	72,459			
項 1. 後期高齢者医療 保険料	72,447	12	72,459			
目 2. 普通徴収保険料	21,582	12	21,594			
				1. 現年度分	12	普通徴収保険料 (過年度分)
款 2. 繰入金	22,065	△	21,392			
項 1. 他会計繰入金	22,065	△	21,392			
目 1. 一般会計繰入金	22,065	△	21,392			
				1. 保険基盤安定繰入金	△ 298	保険基盤安定繰入金
				2. その他一般会計繰入金	△ 375	その他一般会計繰入金

3. 歳出

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国道支出金	特定財源 地方債	その他	区分	金額	
款 2. 後期高齢者医療 広域連合納付金	93,586	△ 661	92,925		△ 673	12			
項 1. 後期高齢者医療 広域連合納付金	93,586	△ 661	92,925		△ 673	12			
目 1. 後期高齢者医療 広域連合納付金	93,586	△ 661	92,925		△ 673	12			
							18. 負担金補助及 び交付金	△ 661	後期高齢者医療広域連合納付 金 △661

議案第 95 号

十勝圏複合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、十勝圏複合事務組合同規約を次のとおり変更する。

令和3年12月9日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

十勝圏複合事務組合同規約の一部を変更する規約

十勝圏複合事務組合同規約の一部を次のように変更する。

第3条の表（6）ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務の項中「（旧忠類村地域は除く。）」を削る。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。